

令和3年度札幌市食品衛生監視指導計画（案） に対する市民意見募集結果

令和3年度札幌市食品衛生監視指導計画（案）に対する市民の皆様からのご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方について公表いたします。

意見募集結果の概要

1 意見募集期間

令和3年2月10日（水）～令和3年3月11日（木）

2 意見提出者数と件数

1名、1件

3 意見の内訳

(1) 提出者の住所別

住所	市内	市外	不明	合計
人数	1	0	0	1

(2) 提出方法別

提出方法	郵送	持参	FAX	電子メール	合計
人数	0	0	0	1	1

(3) 意見の内容別

項目	件数
I 札幌市の食品衛生関連施策と監視指導計画	0
II 監視指導計画の実施体制	0
III 重点実施事項	0
IV 取組1 監視・指導の実施	1
V 取組2 事業者の自主的取組の推進	0
VI 取組3 市民、事業者への情報提供と意見交換	0
VII 取組4 食品衛生に関する人材の育成と資質の向上	0
合計	1

ご意見の概要と札幌市の考え方 (ご意見の内容は、趣旨が変わらない程度に一部要約しております)

I 札幌市の食品衛生関連施策と監視指導計画

ご意見等はありませんでした。

II 監視指導計画の実施体制

ご意見等はありませんでした。

III 重点実施事項

ご意見等はありませんでした。

IV **取組 1** 監視指導の実施

No.	ご意見	札幌市の考え方
1	<p>令和元年度以前と比較して、収去検査の実実施計画数が少ないように思われる。持ち帰りや宅配による営業が増えている状況に対応した収去検査も必要ではないか。</p> <p>また、厚生労働省による輸入食品の検査結果によると、9割以上の食品が無検査で輸入されていることや、特定の国から輸入された食品の違反事例が多いことを踏まえ、国内食品よりも輸入食品の検査に重点を置いた方が良いのではないか。</p>	<p>収去計画については、今後の新型コロナウイルス感染症の収束状況に応じて、適宜、充実を図ってまいります。</p> <p>なお、持ち帰りや宅配を実施する事業者に対しては、重点実施事項に記載のとおり、注意喚起や適切な指導を行ってまいります。</p> <p>また、収去検査における国内食品と輸入食品の内訳については、過去の違反事例のほか、食品流通量等を考慮し、計画的に実施してまいります。</p>

V **取組 2** 事業者の自主的取組の推進

ご意見等はありませんでした。

VI **取組 3** 市民、事業者への情報提供と意見交換

ご意見等はありませんでした。

VII **取組 4** 食品衛生に関する人材の育成と資質の向上

ご意見等はありませんでした。

SAPPORO

お問い合わせ

札幌市保健福祉局保健所食の安全推進課（中央区大通西 19 丁目 WEST19 ビル 3 階）

TEL 011-622-5170

札幌市食の安全ホームページ

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/>

市政等資料番号
02-F06-20-2297